

議案第 66 号

西宮市立学校施設整備設計等事業者選定委員会委員委嘱の件

西宮市立学校施設整備設計等事業者選定委員会委員委嘱を下記のとおり委嘱する。

令和 2 年 3 月 11 日提出

西宮市教育長 重松司郎

記

1 委嘱委員

| 区分 | 氏名 | 所属 | 専門 |
|------|-------|--------------|------|
| 委員 | 寺地 洋之 | 大阪工業大学教授 | 建築設計 |
| 委員 | 花田 佳明 | 神戸芸術工科大学教授 | 建築設計 |
| 委員 | 山本 幸夫 | 大阪樟蔭女子大学特任教授 | 学校運営 |
| 臨時委員 | 鈴木 佳英 | 元中学校長 | 学校運営 |

(いずれの委員も平成 30 年 4 月 13 日から令和 2 年 4 月 12 日まで委嘱されており、
今回の委嘱は再任となる。)

2 委嘱年月日

令和 2 年 4 月 13 日

3 委嘱期間

令和 2 年 4 月 13 日から令和 4 年 4 月 12 日まで

臨時委員については、令和 2 年 4 月 13 日から当該特別の事項に関する調査審議が終了するまで

○西宮市附属機関条例（抜粋）

（委員）

- 第2条 附属機関の委員の定数は、別表委員総数の上限の欄に掲げる数以内とする。
- 2 委員は、別表構成の欄に掲げる者のうちから当該附属機関の属する執行機関等が委嘱し、又は任命する。
 - 3 委員の任期は、2年とする。
 - 4 委員は、2回を限度として再任することができる。ただし、当該附属機関の属する執行機関等においてやむを得ないと認める場合に限り、4回を限度として再任することができる。
 - 5 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（西宮市立学校施設整備設計等事業者選定委員会の特例）

第46条の5

- 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 臨時委員は、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

別表（抜粋）

| 附属機関の属する執行機関等 | 根拠規定 | 附属機関 | 担任事務 | 委員総数の上限 | 構成 |
|---------------|-------------------------|-----------------------------------|---|---------|-------|
| 教育委員会 | 地方自治法 第138条 の4第3項 | 西宮市立学校 施設整備設計 等事業者選定 委員会 | 西宮市立学校の施設整備事業に係る基本設計及び実施設計策定業務等を行う事業者の選定についての審議 | 6人 | 学識経験者 |